

寮・社宅にご入居のみなさま

火災保険

のご加入は 大丈夫ですか？



困った！
貸主への賠償費用は
どうしよう…



寮・社宅にご入居のみなさまに特にお知らせ したい「^{しゃっかばい}借家賠」についてです。

寮・社宅も賃貸物件と同じく「建物所有者（貸主）」がいらっしゃいます。そのため、借用戶室へ損害が発生した場合、入居者は所有者（貸主）に対する賠償責任義務が発生する可能性があります。実際に、寮・社宅において入居者の過失による漏水事故や火災事故も発生しており、事故の発生原因が各戸室の入居者の使用・管理に起因する場合、その損害に対して入居者は建物所有者（貸主）へ法律上の賠償責任（借用戶室の復旧費用）を負うこととなります。

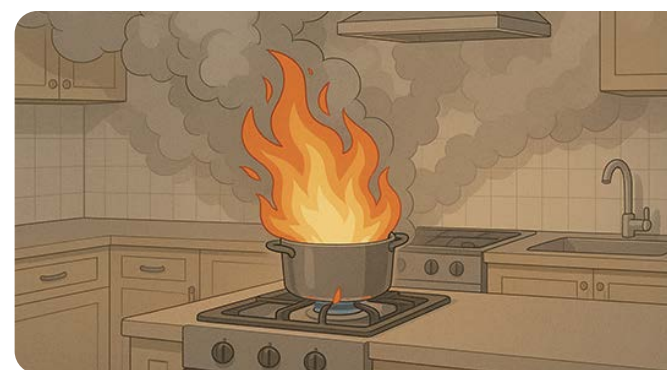
事例
1

ベッドを移動中、
床と窓を破損させた。



事例
2

料理をしており
火災を発生させてしまった。



事例
3

台風にもかかわらず、窓を開けっ放しにし
てしまい、強風下の横殴りの雨が建物内部
に吹き込み、床を水浸しにしてしまった。



損害額が高額になる場合もあります！

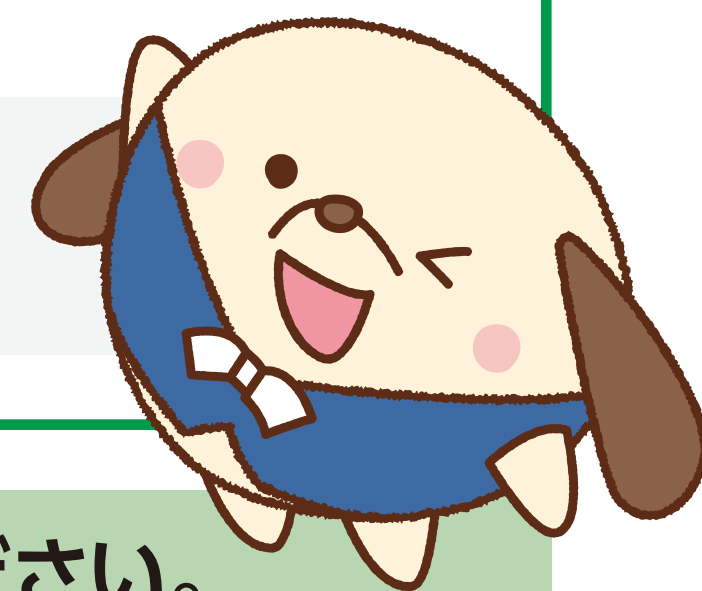
そこで、KLCは「借家賠の加入」をオススメします！

「借家賠」は馴染みのない言葉かもしれませんが、**借家人賠償責任・修理費用補償特約**の略称です。こちらの、「借家賠」は**Kawasaki 火災保険の家財補償とセットでご契約**いただけます。「借家賠」では、**偶然な事故によって、借用戶室に損害が生じた場合に**補償を受けられる方（被保険者本人等）が負担する損害を補償します。

補償内容

①借家人賠償責任 貸主に対する法律上の損害賠償責任

②借家人修理費用 ①以外の場合で、貸主との契約に基づいて修理した費用



安心して、寮・社宅にお住まいいただけるよう「火災保険の加入」をご検討ください。



加入検討のポイント

- 寮・社宅は借用戶室であり、建物所有者（貸主）がいること
- 貸主への損害は、入居者に賠償責任義務が発生すること
- 損害内容によっては多額の修理費・修繕費用が必要となること

お見積りの
ご依頼は
こちら



- 補償を受けられる方またはその家族が、補償内容が同様の保険契約を他に契約されているときには、補償が重複することがあります。
- このご案内は住まいの保険（団体扱）の概要についてご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

お問い合わせ先



カワサキ ライフ コーポレーション 保険事業部

フリーダイヤル0120-360-261（内線7-59-881）

25TX-000866（2025年5月作成）